## 企業中核拠点立地促進補助金(案)

## ■補助金の目的

東京一極集中是正をめざす地方創生の取り組みである「地方拠点強化税制」では、堺市の都心部及び臨海部が適用除外となっており、当該地域に対し、本市独自のインセンティブを強化することにより、本社機能等の立地促進及び流出防止を図り、本市の雇用機会や事業機会の確保並びに本市経済の活性化に資するもの

- ■対象地域: 近畿圏整備法施行令別表に規定される堺市の地域(地方拠点強化税制の適用除外地域)のうち、以下の地域
  - ○堺市ものづくり投資促進条例に規定される工業適地
  - 〇堺市都心地域業務系機能集積促進事業補助金交付要綱に規定される対象地域 ※既存制度の適用が要件
- ■対象事業者:対象地域で新たに建物等を取得(2,000万円以上。中小企業は1,000万円以上)し、本社機能を移転・ 拡充しようとする事業者で、本市の投資促進条例または都心業務系補助金の適用を受ける者 (建物等を取得:建物、建物付属設備、構築物を建設・製作・取得すること)
- ■本社機能:経営意思決定及び各種業務の統括、研究開発、情報処理、研修を行う機能(製造、営業、販売を除く)

## ■支援策(国、神戸市との比較)

		堺市(案)	神戸市	国
移転型(東京3区からの移転)	建物取得に対する 支援	建物取得額の7%補助 (上限:1億円)	建物取得額の7%補助 (上限:法人税額の20%)	建物等の取得価額に対し、7%の税額控除
	雇用に対する支援	市内居住新規雇用一人当たり、法人全体の雇用増加率10%以上で50万円(10%未満は20万円)+移転者を含む増加に30万円×人数を最長3年補助(上限:1億円)  1年目 2年目 3年目 50万 30万 30万 30万	雇用5人以上増で20万円×人数+翌年度以降雇用継続で別途30万円×人数を最長3年補助(上限:法人税額の10%)  1年目 2年目 3年目 20万 20万 20万 30万 30万	新規雇用一人当たり、法人全体の雇用増加率10%以上で50万円(10%未満は20万円)の税額控除+移転者を含む増加に30万円×人数を最大3年間の税額控除  1年目 2年目 3年目 50万 30万 30万
拡充型	建物取得に対する 支援	建物取得額の4%補助(上限:5,000万円)	建物取得額の4%補助(上限:法人税額の20%)	建物等の取得価額に対し、4%の税額控除
	雇用に対する支援	市内居住新規雇用一人当たり50万円(20万円)の補助(上限5,000万円)	雇用に対する補助は上記「移転型」に同じ	新規雇用一人当たり、50万円(20万円)の 税額控除